

帯市活第 254 号  
令和7年3月27日

各町内会長 様

帯広市長 米沢 則寿  
(市民福祉部地域福祉室市民活動課担当)

### 「持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針」の策定について

日頃から町内会活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、町内会につきましては、様々な活動を通じて、自らの地域の住みよい環境づくりや地域づくりに貢献しているところですが、少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化などを背景に、加入率の低下や役員の固定化・高齢化など、様々な課題を抱えています。

一方で、地域で安心して快適に暮らしていくためには、地域課題の解決をはじめ、災害時の助け合いや地域の見守りなどを行う身近なコミュニティが必要であり、市としては、これからも町内会は大切な役割を担うものと考えているところです。

このため、町内会がよりよい地域づくりにつながる自らの活動を持続的に行えるよう、今後、市が取り組むべき方針を策定しました。

つきましては、本方針に基づき取り組みを進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 記

- 1 「持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針」(概要版)  
別紙のとおり

- 2 その他

方針の本編については、市ホームページをご覧ください。

- ・ページ番号「1019270」、右の二次元コード、  
「持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針」で検索。
- ・ホームページを閲覧できない方は、ご連絡ください。



帯広市ホームページ  
(町内会活動の取組方針)

【お問い合わせ】 帯広市市民活動課市民活動係

電話 65-4130

メール active@city.obihiro.hokkaido.jp

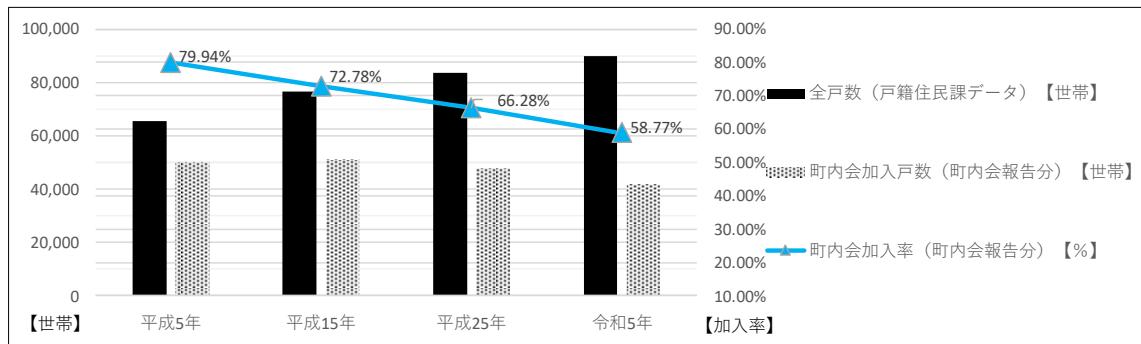
# 持続可能な町内会活動の推進に向けた取組方針【概要版】

## 1 目的

町内会は様々な活動を通じて、自らの地域の住みよい環境づくりや地域づくりに貢献しているところであるが、少子・高齢化の進行やライフスタイルの多様化などを背景に、加入率の低下や役員の固定化・高齢化、コロナ禍以降の活動の停滞など、様々な課題を抱えている。

このため、町内会がよりよい地域づくりにつながる自らの活動を持続的に行えるよう、市町内会連合会の「町内会のあり方検討会報告書」等を踏まえ、取組方針を策定するもの。

### ▼町内会加入率の推移



## 2 町内会と市の関係

町内会の活動は多岐にわたり、防災、防犯、環境美化、親睦交流などのほか、行政と連携し、広報紙の配布や公園・ごみステーションの管理なども行われているが、町内会加入率の低下に伴い、これまで町内会が担ってきた様々な活動の継続が困難となってきており、多くの町内会において、市の補完的業務を担うことができる状況はない。

このため、今後、町内会が持続的な活動を行うことができるよう、速やかに市の依頼業務の見直しを行い、町内会の負担軽減を図るとともに、町内会活動への支援を行う必要がある。

### 【町内会と市との関係性】

町内会の自主的な活動	・互助・共助につながる地域づくりの役割 親睦活動など
	・個人では解決困難な地域課題に取り組む役割 地域課題の解決など
	・地域と行政をつなぐ役割 地域の声を行政に伝える活動など
	・住みよい地域をつくるための役割 防災・防犯・見守り・環境美化活動、ゴミステーションの管理など
	・情報を地域に伝える役割 広報紙の配布、市からのお知らせなどの回覧など
	・地域住民としての役割 各種会議への出席、各種委員の推薦など
市からの依頼に基づく活動	

### 3 取組方針

#### (1) 負担軽減（市民活動課、関係課）

町内会の負担軽減を図るため、市から町内会に依頼している業務等について、他の手法に変更するなど、業務の見直しに向け関係課と連携して検討を行う。  
なお、検討にあたっては、町内会毎の状況が異なることから、様々な視点で検討を行う。

##### 【見直しを要する業務】

		業務の負担感			
		大きい		小さい	
見直しの困難度	低い	A 最優先で対応する業務【今年度中に着手】		B 優先して対応する業務【R7年度から実施】	
		【負担感② 47.0%】	市などが主催する会議等への出席 (市民活動課、関係課)	【負担感⑥ 37.7%】	市からのお知らせ等の回覧 (市民活動課、関係課)
見直しの困難度	高い	C 計画的に対応する業務【R8年度以降実施】			D 今後検討を要する業務【今後対応を検討】
		【負担感① 64.9%】	公園等の維持管理(みどりの課)	【負担感⑦ 37.5%】	河川や町内の清掃活動(環境課)
		【負担感③ 46.3%】	花の植栽等の緑化活動(みどりの課)	【負担感⑧ 35.3%】	コミュニティ施設の維持管理 運営委員会関係(市民活動課、農村振興課)
		【負担感④ 45.8%】	広報紙の配布(広報広聴課)		
		【負担感⑤ 44.5%】	ごみステーションの維持管理(清掃事業課)		

※ 防犯灯の維持管理(市民活動課)は令和8年4月から市が行う予定。

#### (2) 活動支援（市民活動課）

町内会が自主的に行う活動に対して、必要な支援を行う。

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| ①町内会の相談対応の強化 | ②企業との連携             |
| ③ICTの活用促進    | ④市民に町内会の意義や重要性の理解促進 |

#### (3) 自治活動費交付金の見直し（市民活動課）

市の依頼業務の見直しや、町内会の現状を踏まえ、町内会の意見も聴取しながら、令和7年度中を目途に自治活動費交付金のあり方について検討する。

### 4 今後のスケジュール

負担軽減		令和6年度	令和7年度	令和8年度～
	A 最優先で対応する業務	実施		
	B 優先して対応する業務	検討	実施	
	C 計画的に対応する業務		検討	検討の上実施
	D 今後検討を要する業務			検討
活動支援		検討		実施
自治活動費交付金の見直し			検討	実施